

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

○ 告示	〇 県営土地改良事業計画を定めた件	六五
	〇 県営土地改良事業計画を変更した件	六五
	〇 土地改良法により換地計画を定めた件	六五
	〇 保安林の指定をする予定である旨通知があった件二件	六六
	〇 保安林の指定実施要件を変更する予定である旨通知があった件	六六
〇 公告	〇 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件四件	六七
	〇 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件二件	六七
	〇 大規模小売店舗立地法による廃止の届出があった件	六八
	〇 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件	六八
	福島県教育委員会教育長	六八
	〇 落札者を決定した件	六九
	福島海区漁業調整委員会	六九
	〇 漁業法により指示する件	六九

## 告 示

### 福島県告示第七百九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、右田・海老地区に係る県営農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業（経営体育成型））を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十二月十三日

一 縦覧に供する書類

福島県知事 佐藤雄平

- 一 土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
平成二十五年十二月十六日から  
平成二十六年一月六日まで  
（二十二日間）
- 三 縦覧の場所  
南相馬市役所

（農村計画課）

### 福島県告示第七百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、押釜地区に係る県営農業農村基盤整備事業（農地整備事業（経営体育成型））を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十二月十三日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
平成二十五年十二月十六日から  
平成二十六年一月六日まで  
（二十二日間）
- 三 縦覧の場所  
南相馬市役所

（農村計画課）

### 福島県告示第七百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、長峰地区の県営区画整理事業に係る換地計画を定めた。このために係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十二月十三日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 縦覧に供する書類
- 二 換地計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
平成二十五年十二月十六日から  
平成二十六年一月六日まで  
（二十二日間）
- 三 縦覧の場所  
泉崎村役場  
矢吹町役場

（農地管理課）

福島県告示第七百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
平成二十五年十二月十三日

福島県知事 佐藤雄平

一 保安林予定森林の所在場所

伊達市霊山町石田字下越田一〇七、字杉ノ内一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができ立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第七百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
平成二十五年十二月十三日

福島県知事 佐藤雄平

一 保安林予定森林の所在場所

いわき市小川町柴原字曲萱一の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができ立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保

全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第七百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
平成二十五年十二月十三日

福島県知事 佐藤雄平

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大沼郡会津美里町東尾岐字鳥帽子嶽二六七二の一（次の図に示す部分に限る。）、

二六七二の二から二六七二の一六まで、二六七二の二九、二六七二の三五、二六七二

の五一、字神籠嶽一〇〇八五の一、一〇〇八五の一七

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができ立木は、会津美里町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び会津美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

公 告

公告第三百八十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。  
平成二十五年十二月十三日

福島県知事 佐藤雄平

一 申請のあった年月日

平成二十五年十二月二日

二 名称

特定非営利活動法人ふくしまウオームネット

- 三 代表者の氏名  
星野 庸子
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県福島市腰浜町二十六番二十七号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、福島県民に対して、他の特定非営利活動法人、地域社会活動団体等と連携して、就労継続支援B型の運営事業（以下「運営事業」という。）、運営事業に伴う野菜、食品等の自主製作物品の販売事業及び障がい者に係る成年後見人等の受任活動等権利擁護事業を行い、障がい者の社会参加、並びに障がい者の自己決定及び自己実現を支援し、誰もが共に生きることのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

**公告第三百八十二号**

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年十二月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十五年十二月三日
- 二 名称  
特定非営利活動法人福島県スポーツ吹矢協会
- 三 代表者の氏名  
吉田 憲春
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県福島市在庭坂字中ノ堂一番地の三百六
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、人々の健康と生きがいに対して、スポーツ吹矢を通して広く県民の健康促進、生きがいの創出に効果をもたらすスポーツとしての教育、普及をはじめ、社会教育振興に関する事業を行い、県民の心身の健全な発展と福島県のスポーツ振興に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

**公告第三百八十三号**

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年十二月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日

- 二 名称  
特定非営利活動法人結びの家「くるみ」
- 三 代表者の氏名  
茂木 いづみ
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県福島市御山町七番十一号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、末期癌の方や在宅療養者及び障がいを持つ方々のウェルビーイングの達成に向け、様々な職種とかがりつけ医とが協力し、末期癌の方や在宅療養者及び障がいを持つ方々とその家族の支援に関する事業を行い、もって在宅医療福祉に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

**公告第三百八十四号**

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年十二月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十五年十二月五日
- 二 名称  
特定非営利活動法人南相馬ファクトリー
- 三 代表者の氏名  
佐藤 定広
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県南相馬市原町区桜井町二丁目二百七十八番地
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、主として東日本大震災の被災者と被災地域に居住する障がいを持つひとに対して、被災地域とその地域をつなぐために、仕事づくり支援、情報発信支援、アート活動支援の事業を行い、社会的弱者をつくらない、社会的弱者を孤立させないあたたかな社会づくりの増進に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

**公告第三百八十五号**

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年十二月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日

- 一 申請のあった年月日  
平成二十五年十一月二十八日
- 二 名称  
NPO法人フロンティア南相馬
- 三 代表者の氏名  
草野 良太
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県南相馬市原町区本町一丁目三十一番地四ツ葉ビル一F
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、広く一般市民に対して、現在求められている高齢化社会、環境問題、青少年教育、障害者雇用、コミュニティ開発、途上国支援などの社会的課題の解決に關する事業を行い、ネットワークを広げることにより、新しい仕組み作りを促進し、より良い社会の実現に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第三百八十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年十二月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十五年十一月二十七日
- 二 名称  
特定非営利活動法人クラブネット
- 三 代表者の氏名  
黒須 充
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県福島市鎌田字町四十六番地の四
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、地域住民に対して、総合型地域スポーツクラブ設立の啓発及び支援活動や総合型地域スポーツクラブの設立を目指すスポーツリーダーの発掘・育成に關する事業を行い、総合型地域スポーツクラブを核とした地域住民の自立的な社会参加を促進し、もつて公益の増進に寄与することを目的とする。ここにいう総合型地域スポーツクラブとは、地域住民の受益者負担の精神と自主運営に基づいた自立型のスポーツクラブであり、地域社会全体の活性化を図るとともに、わが国の生涯スポーツ振興に寄与する組織である。

(文化振興課)

公告第三百八十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。  
平成二十五年十二月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
サンショー横塚店 福島県郡山市横塚一丁目一の一
- 二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計  
千五百四十三平方メートル
- 三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計  
零平方メートル
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日  
平成二十三年十二月二十三日
- 五 届出年月日  
平成二十五年十二月二日
- 六 届出をした者  
株式会社ヨークベニマル

(商業まちづくり課)

公告第三百八十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、相馬市から相馬都市計画一団地の住宅施設の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十二月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する図書  
総括図、計画図及び計画書の写し
- 二 縦覧場所  
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

福島県教育委員会教育長

## 公告第33号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立小名浜高等学校情報教育コンピュータシステムの賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成25年12月13日

福島県教育委員会教育長 杉 昭 重

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量  
福島県立小名浜高等学校情報教育コンピュータシステム 一式（搬入、据付け、組立て、調整、機器保守、撤去等を含む。）
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地  
福島県立小名浜高等学校 福島県いわき市小名浜下神白字武城23番地
- 3 落札者を決定した日  
平成25年11月20日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社中松商会 東京都千代田区内神田二丁目16番9号
- 5 落札金額  
35,728,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成25年10月8日

（財務課施設財産室）

## 福島海区漁業調整委員会

## 福島海区漁業調整委員会指示第七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、ひらめの保護増殖を図るため、ひらめの採捕等について、次のとおり指示する。

平成二十五年十二月十三日

福島海区漁業調整委員会

会長 新妻 芳 弘

## 一 指示の内容

1 福島県海面において、全長三十センチメートル未満のひらめは、採捕してはならない。ただし、試験研究機関等が試験研究のため採捕する場合は、この限りでない。

2 漁業を営む者又は水産動植物の販売若しくは加工を業とする者は、1の規定に違反して採捕されたひらめ又はその製品を所持し、販売し、又は加工してはならない。

## 二 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十六年一月一日から同年十二月三十一日までとする。